

令和3年第4回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年4月12日（月）
開会時刻：10時03分 閉会時刻：10時28分
2. 早島町役場 2階第一会議室
3. 出席委員
11名
4. 欠席委員
なし
5. 傍聴人数
1名
6. 議事日程
議案第 9号 基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第10号 農地転用事業計画変更承認申請について
議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について
報告第 4号 農地法第5条の規定による転用届出について
7. 農業委員会事務局員
4名

事務局長（●● ●●君）

ただいまから令和3年第4回早島町農業委員会を開会いたします。

はじめに会議の成立についてご報告いたします。本日は出席委員11名、欠席委員0名でありますので農業委員会等に関する法律第21条により在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立しております。

それでは、以降の議事進行は●●会長によりお願いいたします。

議長（●● ●●君）

これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。私の方で指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長（●● ●●君）

それでは、議事録署名委員は、2番の●● ●●委員、3番の●● ●●委員にお願いします。

【両委員了承】

議長（●● ●●君）

それでは、日程1の議案第9号 基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（●● ●●君）

議案のご説明に入る前に、本日は傍聴の方が来ていますので、申請人については「Aさん」「Bさん」と読ませていただきます。よろしくお願いいたします。

議案書2ページをご覧ください。議案第9号 基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてですが、番号1について、農地の所在は早島字中新田●●●●番●、地目が田、面積が942㎡、早島字中新田●●●●番●、地目が田、面積が801㎡、早島字田中城●●●●番●、地目が田、面積が293㎡で合計3筆、2,036㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、貸付人はAさん（早島町早島●●●●番地● ●● ●●）とBさん（早島町早島●●●●番地● ●● ●●）、借受人はCさん（岡山市南区藤田●●●●番地 ●● ●●）です。こちらについては利用権の再設定でありまして、権利の期間は令和3年5月1日から令和8年4月30日までです。位置図は3ページです。説明は以上です。

議長（●● ●●君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を8番 ●● ●●委員からよろしくお

願います。

8番(●● ●●君)

4月8日に現地確認を行いました。場所は●●●●●●●●●●のすぐ西側です。この田んぼはCさんが継続して利用するということで現状も綺麗に耕作されており問題なからうかと思えます。

議長(●● ●●君)

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答】

議長(●● ●●君)

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長(●● ●●君)

ないようでありますので、議案第9号・番号1については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長(●● ●●君)

ないようでありますので、議案第9号・番号1は承認されました。

議長(●● ●●君)

続いて番号2を議題といたします。事務局、説明してください。

事務局(●● ●●君)

議案書2ページをご覧ください。議案第9号番号2について、農地の所在は前潟字三ノ割●●●番●、地目が田、面積が1,014㎡。利用権の種類は賃貸借権で、貸付人はAさん(早島町前潟●●●番地 ●● ●●)、借受人はBさん(早島町早島●●●番地 ●● ●●)であり、農地中間管理事業による貸付となっております。こちらは利用権の新規の設定であり、権利の期間は令和3年4月1日から令和13年3月31日までです。位置図は4ページです。説明は以上です。

議長（●● ●●君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を2番 ●● ●●委員からよろしくお願いたします。

2番（●● ●●君）

4月7日に現地確認を行いました。この土地は草茫々の土地でしたが、今回確認を行ったところ綺麗に整地されており問題なかろうと思います。

議長（●● ●●君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答】

議長（●● ●●君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第9号・番号2については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第9号・番号2は承認されました。

議長（●● ●●君）

続きまして、日程2の議案第10号 農地転用事業計画変更承認申請について議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（●● ●●君）

議案書5ページをご覧ください。議案第10号農地転用事業計画変更承認申請についてと議案第11号農地法第5条の規定による許可申請については関連する案件でありますので、一括して説明をさせていただきます。

議案第10号・番号1について、事業者はAさん（倉敷市茶屋町●●●番地●● ●● ●●●●●●●●●● ●● ●●）、計画の変更理由については、「早島●●●● ●●、●●●●●●で自己住宅用地として転用許可を受けた後に、地元自治会より、

●●●●●●へゴミステーション設置の申出があったため」です。

変更前をご覧ください。転用事業者はAさん、農地の所在は早島字尾越●●●●番●、地目が田、面積が213㎡で、農地区分は第3種、早島字尾越●●●●番●、地目が田、面積が11㎡で、農地区分は第3種、合計2筆、224㎡であり、昨年4月に農業委員会において許可がされております。今回は変更理由の通り、地元の金田自治会より早島●●●●●●へゴミステーションを設置したいという申し出があったことを受け、変更後の通り、Aさんの自己住宅用地を早島字尾越●●●●番●の1筆にしたいという申請になっております。

議案第11号農地法第5条の規定による許可申請について、こちらが、地元自治体がゴミステーションを設置するための転用許可申請になっております。

番号1について、権利の種類は使用貸借権の設定、農地の所在は早島字尾越●●●●番●、地目が田、面積が11㎡で、農地区分は第3種です。貸付人はAさん（早島町早島●●●●番地 ●● ●●）、借受人はBさん（早島町早島●●●●番地●●金田自治会長 ●● ●●）となっています。転用目的はゴミステーション用地で、申請事由は「申請地近隣に住宅が9件新築され、町内会のゴミステーションが不足し、新たに設置する必要があるため」となっています。位置図は6ページです。

なお、現地にすでにゴミステーションが設置されておりまして、本来であれば本日の許可を受けてから設置をされるべきでありましたので、申請者のほうから顛末書を提出させております。説明は以上です。

議長（●● ●●君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を8番 ●● ●●委員からよろしくお願ひします。

8番（●● ●●君）

4月8日に現地確認を行いました。場所は●●●のすぐ裏側。●●●を下りたところですが、先ほど事務局から説明がありました通り、許可申請が出ているところに11㎡のゴミ置き場を作るというものでした。すでに完成しており、今後は許可を受けてから実施するように指導をお願いしたいと思います。

議長（●● ●●君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

3番（●● ●●君）

事務局へ念を押したいのですが、変更理由について、「ゴミステーション設置の申し出があったため。」ではなく、「ゴミステーション設置の申し出があったので、これを受け入れる。」という自主判断の表現にするべきではないのでしょうか。

事務局（●● ●●君）

申請書には「申し出があったため。」と記載がありましたが、ご指摘の通り自主判断の表現にするのが正しい表現と思います。ご指摘ありがとうございます。

議長（●● ●●君）

他に何か質疑がありませんか。

8番（●● ●●君）

5ページの農地法第5条の規定による許可申請についての受人ですが、自治会長になっています。自治会長が変更になった時は再度届出をする必要があるのでしょうか。

事務局（●● ●●君）

農業委員会に対して変更の届出は求めているのですが、ゴミステーションの設置は町民課の環境担当との協議がございますので町民課のほうに変更の届出をする必要があります。そちらで確認が取れますので、再度届出を行う必要はありません。

議長（●● ●●君）

他に何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長（●● ●●君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第10号・番号1については承認し、議案第11号・番号1については許可したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第10号・番号1は承認され、議案第11号・番号1は許可されました。

議長（●● ●●君）

続きまして、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたしま

す。事務局、説明してください。

事務局（●● ●●君）

議案書7ページをご覧ください。こちらは2件の議案はどちらも一時転用の申請であり、関連する案件でありますので一括して説明をさせていただきます。

番号1について、権利の種類は使用貸借権の設定、農地の所在は前潟字拾ノ割●●●番●の一部、地目が田、面積が100㎡で、農地区分は第3種です。貸主はAさん（早島町早島●●●番地 ●● ●●）、借主はBさん（倉敷市中帯江●●●番地●●●●●●●●●● ●● ●）となっています。転用目的は露天資材置場で申請事由は「隣接地を宅地造成するために、工事用資材置場として一時転用するもの。」です。備考欄の通り、転用期間は許可日から令和3年8月31日までとなっております。位置図は8ページです。

番号2について、権利の種類は使用貸借権の設定、農地の所在は前潟字拾ノ割●●●番●の一部、地目が田、面積が100㎡で、農地区分は第3種です。貸主はAさん（早島町早島●●●番地 ●● ●●）、借主はBさん（岡山市南区大福●● ●番● ●● ●●）となっています。転用目的は露天資材置場で申請事由は「隣接地を宅地造成するために、工事用資材置場として一時転用するもの。」です。こちらについても、転用期間は許可日から令和3年8月31日までとなっております。位置図は8ページです。

8ページの黒色の部分については、今回の借主の2人に対して昨年の10月に自己住宅用地として許可をしており、宅地造成をするにあたって今回申請の赤色の部分を露天資材置き場として使用したいという申請になっております。一時転用でありますので農地復旧後は会長含め関係委員さんと復旧状況を確認したいと思います。説明は以上です。

議長（●● ●●君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を9番 ● ●委員からよろしく願います。

9番（● ●君）

4月7日に現地確認を行いました。場所は●●●●●●●●●●東側の●●●の道を北へ入ったところ。事務局から説明があったように、8ページの黒色の部分の間を資材置場にするものです。現時点では用水路に橋は架かっていません。今後進入口となる部分に橋を架けて開発をしていくと思われ。現地の西側についてはすでに宅地化が進んでおり、周辺農地にも影響はないと思います。

議長（●● ●●君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

7 番 (●● ●●君)

事務局から説明いただきましたが、転用期間は許可日から令和3年8月31日までということですので、許可期間を過ぎた場合は農地への復旧を原則として、迅速な対応をお願いしたいと思います。

お伺いしたいのですが、もし許可期間中に別途農地転用の申請がされた場合はどのように対応されるのでしょうか。

事務局 (●● ●●君)

同じ申請地ということでしょうか。

7 番 (●● ●●君)

同じ申請地に許可期間直後もしくは許可期間中に宅地造成などの理由で許可申請がされた場合です。

事務局 (●● ●●君)

あくまでも一度農地に復旧させてからの許可申請が原則です。完成届を提出させて、現地を農業委員さんと農地に復旧していることを確認したうえで、再度許可申請をしてもらうという流れになります。

7 番 (●● ●●君)

ありがとうございます。

議長 (●● ●●君)

他に質疑はありませんか。

5 番 (●● ●●君)

確認したいのですが、こちらの土地はAさんの名義になっていますか。北側の土地がAさんの土地ではないのですか。

事務局 (●● ●●君)

8ページの黒い点線で囲っている部分が前潟●●●●●という1筆になっておりまして、こちらがAさんの名義となっております。

5 番 (●● ●●君)

こちらの土地とその北側の土地を交換し、北側がAさんの土地になったと聞いたのですが。

事務局（●● ●●君）

交換はしていません。従前の所有者様のままとなっています。

5 番（●● ●●君）

わかりました。

議長（●● ●●君）

他に質疑はありませんか。

【質疑応答なし】

議長（●● ●●君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第 1 1 号については許可としたいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第 1 1 号は許可されました。

議長（●● ●●君）

続きまして、報告第 5 号 農地法第 5 条の規定による転用届出について事務局、説明してください。

事務局（●● ●●君）

議案書 9 ページをご覧ください。報告第 5 号の農地法第 5 条の規定による転用届出についてですが、番号 1 について、権利の種類は賃貸借権の設定、農地の所在は早島字大池●●●●番●、地目が田、面積が 5 4 9 m²です。貸主は A さん（早島町早島●●●●番地● ●● ●●）、借主は B さん（早島町早島●●●●番地● ●●●●●●●●●●●●●●● ●● ●●）となっています。転用目的は露天資材置場で、位置図は 1 0 ページです。こちらは市街化区域内の農地の転用届出あり、添付書類を含め、完備しておりましたので書類を受理しております。報告は以上です。

議長（●● ●●君）

ただいまの説明に関して、ご質問・ご意見等ございませんか。

【質問、意見なし】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、以上で報告第5号を終わります。

それでは、その他について事務局からお願いします。

事務局（●● ●●君）

議案書11ページをご覧ください。次回の農業委員会は5月10日（月）10時からを予定しております。場所は2階の第一会議室です。また議案書を送付致しますのでよろしくをお願いします。

本日、一冊のえんじ色の冊子をお配りしております。農地利用最適化活動の手引きということで岡山県のほうで策定されました。農地集積・集約化の活動をされている皆様の参考になればと思いますので、良ければご一読ください。

以上で、その他の報告事項を終わります。

2番（●● ●●君）

1点よろしいでしょうか。3月19日の山陽新聞に農業委員や水利委員が関心を持たなければいけない記事がありました。これは県内の3本の1級河川の大規模な浸水被害に備えて、国交省の岡山事務所がWebで各市町村と会議を行っております。これについて詳しいことが分かれば教えてください。

事務局長（●● ●●君）

手元に資料がないのですが、高梁川と旭川と吉井川の岡山県の三大河川におきまして、早島町に関係するのは高梁川です。高梁川流域の関係市町で、共同で治水の対策に当たりましょうということで、3月19日にWeb会議を行っております。早島町は総務課長と私が出席をしました。いろいろな市町さんの取り組みがございました。他の市町さんで主に取り組んでいらっしゃるのが、台風ですとか梅雨の大雨に備えて、浸水対策として用水路の管理をしましょうというところで、あらかじめ大雨が降ることが予想される際には、水路の水位を下げる、溜池の水位を落とすといった水位調整を行っているところが多くございます。倉敷市さんのほうでは田んぼダムの試みをしていると聞いておりますが、こちらについては試み段階でまだ成果や実績の報告はございません。岡山市さんのほうにつきましても、足守川での用水としての水位調整を行っていると聞いております。引き続き意見交換をしながら治水対策に臨んでいきたいと思いますということを確認したところです。

今は1級河川をベースにしておりますが、今後は2級河川につきましても流域治水

プロジェクトを岡山県としては開始したいと考えているところです。早島町につきましては倉敷川水系が担当になるかと思えます。まだこれからの動きになると思えますので、今年度何か動きがありましたら情報提供をさせていただきます。以上です。

2番 (●● ●●君)

わかりました。早島町が用水路に水をどれだけの量が貯められるのかということが気になりました。現状として、かなり崩れておりますので早急に修理をしないと。

事務局長 (●● ●●君)

そうですね。今も雨が降りそうなときは水位をかなり下げています。ただ、早島町におきましては、児島湖の水位がバックウォーターを起こし、倉敷川を通じて汐入川に影響することがございますので、児島湖の水位が落ちたタイミングで水位を落とすということになります。それから、倉敷市さんにつきましては、雨が降るときには酒津公園で用水の門を閉めるということを行っているようでございます。引き続き倉敷市さんとは連携を取りながら取り組んでいくのですが、早島町においてどれくらいの容量があるのかということですが、早島町の場合、水路が縦横無尽にございます。当然、護岸整備をやっていかないといけないと思っておりますが、材料支給でしっかり農家の方にお願ひできればと思っております。

2番 (●● ●●君)

こういった取り組みを農家の方にお知らせするという事はしないのですか。

事務局長 (●● ●●君)

先ほども言いましたけれども、倉敷市さんが田んぼダムの取り組みを行っているところです。今は真備地区でやっているようですが、これの実績はまだ見えてきていません。何をするのかと言うと、田んぼの畦が皆さんの場合は15cmですね。その畦高を30cmくらいにして、そこに水を貯めていく。もちろん、稲を植えているところではないですよ。休耕田の活用の中でそういった取り組みをやっていくという風に聞いております。なので、休耕していただけるという協力がとても大変ということも聞いております。休耕田でなければ、田んぼに稲を植えている状態でそんなことはできません。そういった取り組みが倉敷市さんでできているということは注視していこうと思っております。こういう取り組みが早島町でも有効だと思えたら、早島町でも取り組んでみるのも一つの手だと思っております。有効であると実証されればご案内をさせていただきます。

2番 (●● ●●君)

わかりました。以上です。

7 番 (●● ●●君)

3 月議会で令和 3 年度予算が成立したので、今年度の水路整備予定個所と予算額を皆さんにお示しいただければと思います。

事務局長 (●● ●●君)

わかりました。改めて 5 月の農業委員会にてお示しさせていただきます。

議長 (●● ●●君)

他に質疑、ご意見等ありませんか。

【質疑応答なし】

議長 (●● ●●君)

以上で、本日の議案ならびに報告事項は全て終了しました。

令和 3 年第 4 回早島町農業委員会を閉会いたします。